

**特別養護老人ホーム
介護予防短期入所生活介護事業所
エルホーム芦屋 サービス利用料金表**

令和6年8月1日現在

《利用料金》

(1) 食費・居住費

食 費	1日につき1,600円。 (ただし、朝食250円、昼食700円、夕食650円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。)
-----	---

入所者 負担段階	居住費（滞在費）		食費
	負担限度額		
	個室	多床室	負担限度額
第1段階	380円/日	0円/日	300円/日
第2段階	480円/日	430円/日	600円/日
第3段階①	880円/日	430円/日	1,000円/日
第3段階②	880円/日	430円/日	1,300円/日
第4段階	1,760円/日	980円/日	1,600円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型 個室 多床室	要支援1	451	4,884円	489円	977円	1,466円	
	要支援2	561	6,075円	608円	1,215円	1,823円	

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練体制加算	12	129円	13円	26円	39円	1日につき
個別機能訓練加算	56	606円	61円	122円	182円	1日につき
送迎加算	184	1,992円	200円	399円	598円	送迎を行った場合(片道につき)
療養食加算	8	86円	9円	18円	26円	1回につき(1日3回を限度)
口腔連携強化加算	50	541円	55円	109円	163円	1月につき1回限り

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,083円	109円	217円	325円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	108円	11円	22円	33円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	238円	24円	48円	72円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	194円	20円	39円	59円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	64円	7円	13円	20円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 140/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 136/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 113/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 90/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供する場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
介護職員等処遇改善加算は、(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれか1つを算定します。
- ※ 地域区分別の単価(3級地 10.83円)を含んでいます。

(4) その他の料金

項目	内容	利用料金
理美容代	カット、ブロー	1,700 円
	顔そり	600 円
	ヘアマニキュア	4,200 円
	パーマ	3,800 円
	シャンプー	600 円
	毛染め	3,800 円
利用者が選定する物品や食事料	左記項目該当時のみ発生します。	実費相当額

エルホーム芦屋